

總務文教常任委員會

資料

令和元年7月17日

教育委員會 教育振興部 教育總務課
教育委員會 教育振興部 生涯學習課

目 次

社中学校柔剣道場耐力度調査結果に係る所見書の報告について・・・ P 1

「加東市文化芸術賞賜金支給要綱」の制定について（概要）・・・ P 3

社中学校柔剣道場耐力度調査結果に係る所見書

令和元年6月25日
兵庫県加東市屋度435-1
株式会社 創夢建築設計
代表取締役

社中学校柔剣道場の補強工事に対する所見

柔剣道場の耐力度調査による耐力度調査票から、当該建物は、「A.構造耐力」についての評点が低くなっている要因は、構造部材の鉛直荷重時及び暴風時の応力比が小さい為かと思われます。「B.建物の健全度」については、経年劣化による所が大きく、健全度を解消するには、建物の建替による手法が最善かと思われます。

柔剣道場についてこのまま長期にわたって使用を継続することは安全が確保できません。短期的な使用をする場合は、最低限の安全性を確保する補強工事が必要であると思われます。

補強工事については、部材の補強を直接行う事が良いと思われ、対費用効果を考えれば仕上げ材等の改修工事の少ない、外部側からの補強を行う工法を検討される方が良いかと思われます。

一級建築士 大臣登録 第 号
構造設計一級建築士 第 号

「加東市文化芸術賞賜金支給要綱」の制定について（概要）

加東市において文化芸術部門で優秀な成績を収めた者又は団体に対して賞賜金を支給するために新たに要綱を制定する。

【1】要綱の概要

（1）支給対象の部門（範囲）

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化及び国民娯楽の範囲とする。

分野	詳細内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
メディア	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱
生活文化及び国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋

（2）支給の前提条件

下記の市税等を滞納している者は対象外。

※市税、国民健康保険税、介護保険料、使用料（下水道・ケーブルテレビ施設）、水道料金、保育料 等

（3）支給対象者

- ・個人…市内に在住、在勤又は在学する者であって、個人で対象大会に出場、出展等をしたもの
- ・団体…市内に活動の本拠を置く団体のうち、団体で対象大会に出場、出展等をしたものであって、対象大会に出場、出展等をした構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学するもの

（4）支給大会等

ア 加東市を含む地域を範囲とした予選又は選考を経て、全国大会又は国際大会に出場、出展等をした者又は団体

イ 当市を含む地域を範囲とした予選又は選考を経ずに全国大会又は国際大会に出場、出展等をし、優秀な成績（当該大会において入賞）を収めた者又は団体

◎全国大会とは

国、地方公共団体又はこれらに準ずる公的団体若しくは財団法人、社団法人又は新聞社が主催、後援等を行う文化芸術部門の全国規模の大会及びそれに準ずる市長が適当と認める大会

◎国際大会とは

全国大会を通過して出場、出展等をする大会（過去の成績等により、当該全国大会を免除されて出場する大会を含む。）で、2以上の国（日本国を含む。）又は地域が出場する大会

（５）支給金額

賞賜金の支給額は、次の表のとおりとする。

区分	支給額	
	個人支給（1人当たり）	団体支給（1団体当たり）
全国大会	10,000円	50,000円
国際大会	30,000円	国内開催 80,000円 国外開催 100,000円

※同一人に対する賞賜金又は同一団体に対する賞賜金の支給は、同一年度において1回を限度とし、同一人に対する賞賜金の支給は、通算3回以内とする。

※同一対象大会において、個人と団体に重複するものは、個人として支給する。

（６）申請等

対象大会への出場が決定した日から当該対象大会が終了した日後3月を経過する日までに、市長へ申請。

（７）特例措置

平成30年度に開催された対象大会に出場、出展等をした者又は団体に係る申請は、この要綱を準用する。

【２】今後のスケジュール

7月11日 臨時教育委員会にて説明（勉強会）

7月17日 総務文教常任委員会にて説明

7月26日 定例教育委員会において「加東市文化芸術賞賜金支給要綱」を上程